

# 常勤役員報酬・特別手当規程

制定 平成 14 年 3 月 26 日 規程第 25 号

## (準 則)

第 1 条 社団法人東北経済連合会の常勤役員（出向者を除く。以下「役員」という。）の報酬および特別手当（以下「報酬等」という。）については、この規程の定めるところによる。

## (決定方法)

第 2 条 役員報酬等は、定款第 16 条の規定により、理事会の同意を得て支給する。

## (報酬等)

第 3 条 役員報酬等は、職員の給与および賞与を基準として決定する。

## (報酬等の改定)

第 4 条 役員報酬等と職員の給与および賞与とのバランスが不適切になったと判断されるときは、報酬等の改定を行うことがある。

## (休職時の取扱い)

第 5 条 役員が休職するときは報酬等を支払わない。ただし、特別の事由による休職で理事会の同意を得た場合はこの限りでない。

## (控 除)

第 6 条 報酬等の支払いに当たり次のものを控除する。

- (1) 所得税、住民税
- (2) 社会保険料
- (3) その他必要なもの

## (支払日)

第 7 条 報酬は、毎月 15 日に、本人が指定した金融機関の口座に振り込むことにより支払う。ただし、支払日が休日にあたる場合は順次繰り上げて支払う。

2 特別手当は 6 月と 12 月の年 2 回とし、支払日はその都度決定する。

## (報酬等の半月割計算)

第 8 条 月の途中において就任、退任、休職、または復職の場合は、その月の報酬等は半月割計算により支払う。

2 半月割計算による場合は、その月の勤務日数が 11 日未満は半月とし、11 日以上は 1 ヶ月とする。ただし、退任については、その月の勤務日数が 11 日未満であっても 1 ヶ月とする。

## (通勤手当)

第 9 条 公共交通機関を利用して通勤する役員に対しては、交通費の実費を全額支給する。